

令和6年度オンラインセミナー質疑応答集

番号	質問	当日の回答要旨	補足説明・追加回答
1	<p>昨今、気象変動等により中々売上に結びつかないことが多く、農業者年金に加入したくてもできない状況である。この場合、売上が上がった時期に高い保険料を設定して加入すれば良いのか。</p>	<p>加入するしないは個人でご判断いただき決めるしかありませんが、複利運用は思ったよりも効果が高いため、貯金に比べて運用利回りの良い農業者年金に、可能であればなるべく早く加入した方がいいと思います。また、保険料は2万円（政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間（千円単位）で月単位で変更が可能であるため、経営に余裕が出てきた場合、金額を引き上げる選択肢を考えるべきだと思います。</p>	
2	<p>家族経営協定を締結している後継者の30歳の息子が国庫補助をうけての加入を検討していますが、受給する際に息子に後継者がいなかった場合でも農業を続けながら、国庫補助部分を除いた年金を受給可能かどうかお尋ねします。</p>	<p>前提として、国庫補助を受けて加入する場合（政策支援加入）であっても保険料の一部補助を受けるだけであって、自らも保険料を拠出することになります。この自ら拠出した保険料とその運用益を原資とする「農業者老齢年金」は受給年齢になれば要件なく、農業を続けたままでも必ず受給することができます。</p> <p>一方、国庫補助を受けた分とその運用益を原資とする「特例付加年金」は、20年の加入や経営継承を行うなどの要件を満たさなければ受給ができないことに留意が必要です。なお、この経営継承については、後継者でなくても第3者でも良いので、ご承知おき願いたいと思います。</p>	
3	<p>農業者年金制度が発足した平成14年度から月額2万円で運用した時の実績がどうなっているのか知りたいです。</p>	<p>平成14年度から令和5年度までの22年間の平均運用利回りの実績は3.05%となっています。同期間毎月2万円の保険料を積み立てたとすると、保険料総額は528万円。この場合、令和5年度末現在の保険料総額と運用収入（付利額）を合計した金額は約709万円となります。つまり運用により181万円ほど増えたことになります。</p> <p>農業者年金基金のホームページに年金シミュレーターが用意されており、条件を入力するとシミュレーションができるようになっていますので、活用いただければと思います。</p>	<p>左記では、平成14年度から令和5年度までの22年間、毎年度均等に平均運用利回りである3.05%で運用された場合のシミュレーションをお示しいたしました。しかしながら、①これまでの運用利回りは、実際は各年度で違うこと。②過去、マイナス運用であった際に付利準備金を充当していることなどの理由により、実際に新制度発足当時に加入した方の現在の積立額とは異なります。</p> <p>なお、新制度発足当時（平成14年1月）に加入した方の令和5年度末時点の積立状況の試算は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料総額                   ：532万円</li> <li>・運用収入（付利額）       ：約245万円</li> <li>・積立額                        ：約777万円</li> </ul> <p>※試算の前提条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 平成14年1月より通常加入し、現在も加入を継続</li> <li>② 保険料月額は加入時から2万円に変更なし</li> <li>③ 保険料は毎月期限どおりに納付</li> </ol>
4	<p>農業者年金は、農業者（国民年金第1号被保険者）が資産形成をするうえで最も有効な手段だと思っています。年金としての資産形成は早ければ早いほどいいわけですが、50歳を過ぎて加入する場合のメリットについてズバリ教えてください！！</p>	<p>20歳から加入したとすると、60歳までの40年間複利で運用できることとなります。例えば3%で複利で運用したとすると、シミュレーションをしていただければ分かると思いますが、非常に大きい運用益となります。若いうちに加入するメリットとしては、資産形成のために複利で運用ができるということだと考えます。</p> <p>50歳を過ぎてから加入する場合でのメリットですが、50歳となるとお子様がいらっしゃる、経営が安定してきていて所得も大きくなっていることが想像できますが、農業者年金の保険料は家族分を含めて社会保険料控除として全額が所得控除となるため、所得控除の額が増やせることに加えて、資産形成のための運用ができることだろうと思います。また、農業者老齢年金は、受給する際に加入期間の要件はありませんので、短期間でも加入していただければ（例え1カ月の加入であっても）年金が受給できることも魅力だと思います。</p>	
5	<p>また、20歳代で加入する場合と50歳過ぎてから加入する場合でのメリットに対する考え方の違いを参考までに教えてください！</p>	<p>20歳代で加入する場合は、50歳過ぎてから加入する場合に比べて、加入期間が長いこと、複利効果が大きいこと、また、50歳を超えてから加入する場合は、50歳を超えてから加入する場合は、50歳となるとお子様がいらっしゃる、経営が安定してきていて所得も大きくなっていることが想像できますが、農業者年金の保険料は家族分を含めて社会保険料控除として全額が所得控除となるため、所得控除の額が増やせることに加えて、資産形成のための運用ができることだろうと思います。また、農業者老齢年金は、受給する際に加入期間の要件はありませんので、短期間でも加入していただければ（例え1カ月の加入であっても）年金が受給できることも魅力だと思います。</p>	
6	<p>積立方式で保険料+運用益が、500万円の時、年金は、年額23万4千円。80歳までに351万円貰える。トータルマイナス149万円でもいいですか？</p>		<p>年金額は「年金原資（納付済み保険料+運用収入）÷年金現価率」で計算されます。</p> <p>前提条件として、令和6年度に男性65歳で農業者老齢年金を裁定請求した場合、年金現価率は、21.36587となります。</p> <p>これを踏まえ、ご質問のように保険料+運用益が500万円であった場合の計算は、500万円÷21.36587=234,018.018となり、ご認識のとおり年金額は23万4千円（100円未満四捨五入）で、65歳から80歳までの15年間受給したとすると351万円の受給額となります。</p> <p>なお、年金原資には基金が実施する長期分散投資による運用益が含まれていることから、ご自身が納付した保険料に対しては、プラスになる場合もあります。また、このことに加え、この年金原資を活かし、長生き時に対応できる終身年金としている点についても御理解いただければと思います。</p>

令和6年度オンラインセミナー質疑応答集

番号	質問	当日の回答要旨	補足説明・追加回答
7	支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象になるということは理解したが、実際に税金がどの程度安くなるのか、わかりやすいように具体例を挙げた上で教えて欲しい。		<p>保険料については、その年に支払った同一生計である家族分のものを含めた全額が経営主の所得から控除でき、さらに翌年の保険料を前納納付した場合、その年の毎月の保険料と併せて翌年の確定申告で活用することが可能です。これらを併用すれば、非常に大きな所得控除が可能となり、その分税金負担を軽減することができます。保険料を支払ったことによる税軽減見込額の試算例は以下のとおりです。</p> <p><b>【税軽減見込額の試算例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税対象所得が400万円（税率30.4%）の方が                      農業者年金に加入している場合（保険料月額2万円、年間24万円）の年間税軽減額                      240,000（控除額）×税率30.4% = 72,960円</li> <li>・夫婦で農業者年金に加入した場合（同一生計でそれぞれ保険料月額2万円、年間保険料合計48万円）の年間税軽減額                      480,000 × 30.4% = 145,920円</li> </ul>
8	昨今、新NISAやiDeCoなどの商品もある中で、農業者年金を選択するメリットはなにか。		<p>農業者年金の主なメリットとしては次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 終身年金で一生涯の収入が保障されている。</li> <li>② 加入・脱退が自由。</li> <li>③ 月額保険料がいつでも変更可能。</li> <li>④ 保険料が同一生計の家族分のものも含めて全額社会保険料控除の対象となる。</li> <li>⑤ 65歳以上の年金裁定時に、付利累計額がマイナスとなる方のマイナス相当額を補填する仕組み（付利準備金）がある。</li> <li>⑥ 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある。</li> <li>⑦ 80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金がある。</li> <li>⑧ 事務費負担がない。</li> </ol> <p>なお、他の制度と農業者年金の比較については、YouTubeの農業者年金基金公式チャンネル「のうねんチャンネル」にファイナンシャルプランナーの榎原氏が詳しく解説している動画がアップされているので、併せてご活用いただけますようお願いいたします。</p>
9	加入期間の短い場合と長い場合で受給の際どのような違いがありますか？		上記項番4・5「当日の回答要旨」欄をご参照ください。
10	貯金と比べないで、iDeCoと比べてほしい。重複で加入できないのだから。		<p>iDeCoと農業者年金の大きな違いとして、以下の4つが挙げられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 給付時、iDeCoは多くが5年～20年の有期年金であるのに対し、農業者年金は終身年金。</li> <li>② 運用に当たって、iDeCoは個人ごとに運用商品等を選択するのに対し、農業者年金は、農業者年金基金が一元的に運用。</li> <li>③ 農業者年金には、65歳以上の年金裁定時に、付利累計額がマイナスとなる方のマイナス相当額を補填する仕組み（付利準備金）がある。</li> <li>④ 支払った保険料（掛金）は、iDeCoの場合、「小規模企業共済等掛金控除」の対象で、加入者本人の掛金のみ所得控除になるのに対し、農業者年金の場合は、「社会保険料控除」の対象となり、同一生計の家族分の保険料を含めた全額が所得控除になる。</li> </ol>
11	現在社会保険に加入しているが切り替えることはできますか!?	社会保険が厚生年金を意味するということであれば、お勤め先が厚生年金の適用事業所の場合は、農業者年金に切り替えることはできません。厚生年金は、会社負担もあって有利なわけですが、農業者年金自体は「厚生年金をかけているサラリーマン並みの年金を。」ということで創設された年金制度です。	
12	本日はありがとうございました。現在満額の月6万7千円かけておりますが、iDeCoのように上限6万8千円になる可能性はあるのでしょうか？		<p>現在のところ、農業者年金の保険料上限額が引き上がる予定はありません。</p> <p>なお、農業者年金は、保険料の他に、別途国民年金の付加保険料400円を納める義務があります。このため、月々の保険料の上限額は6万8千円ではなく、6万7千円になるよう制度設計がなされているところです。</p>

令和6年度オンラインセミナー質疑応答集

番号	質問	当日の回答要旨	補足説明・追加回答
13	3%以上、将来物価が上がるのではないかと不安です。物価が上がると給付も上がりますか。	物価に連動して給付額が上がるという仕組みはございません。しかしながら、物価が上がる世の中になっているということは、一般的に金利等も上がることが想定されるため、直接的に給付額が上がるということはありませんが、運用益自体は上がるものと考えられます。	
14	現在、会社員として確定拠出型年金に加入しています。2025年1月より農業へ転職するのですが、確定拠出型年金から農業者年金に移行する際の注意点を教えていただきたいです。	確定拠出年金と農業者年金は重複して加入することはできません。そのため、農業者年金に加入する際には、確定拠出年金を脱退する必要があります。確定拠出年金の名前や種類が分かっていないので、あやふやなことは言いたくないのですが、商品によっては積立金が返ってくるものもあるかもしれません。	企業型確定拠出年金及び個人型確定拠出年金（iDeCo）の脱退一時金の支給は、一定の要件を満たした一部の者を除き、原則ありません。 なお、拠出した掛金及び運用益は、原則60歳に到達した場合に年金等として受給などしていただくことになります。 【参考】出典：厚生労働省ホームページ「確定拠出年金制度の概要」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/gaiyou.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/gaiyou.html</a>
15	iDeCoとどちらが良いのか？あと配偶者のみの加入もできるのか？		どちらが良いかについては、双方の制度を比較していただいた上で各個人が判断していただくものと考えております。 また、配偶者（例えば妻）のみであっても加入要件を満たしてさえいれば加入可能です。農地の権利名義は要りません。なお、加入要件は次のとおりです。 ① 年間60日以上農業従事 ② 20歳以上65歳未満 ③ 国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く。60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）
16	運用がマイナスでも受取時は元本保証されるのでしょうか？	元本保証の仕組みにはなっていません。一方で、原則65歳で受取ることになりますが、その際に運用がマイナスとなっている場合、付利準備金からマイナス分が補填される仕組みとなっています。このような仕組みがあるのは農業者年金だけだと考えています。	
17	保険料の2万円がやはりネックだと若い就農者が言います。今後、通常加入の保険料が下がることはありますか。	制度改正により、令和4年1月1日から35歳未満で政策支援加入の対象とならない方については、1万円から加入できる制度に変わっています。政策支援の対象となる方々については、国庫補助を受けて加入することで保険料負担を下げるのが可能ですので、それらをご活用いただきたいと思っております。	保険料が下がることによって、確かに加入がしやすくなるという側面はあるかと思っております。一方、保険料が下がることに比例して、年金額も低くなることに留意が必要です。 本来、老後生活のために積み立てる年金であるはずが、必要な水準を確保できなくなるおそれもあります。
18	農業者年金の掛け金の支払いができず、数ヶ月経っている方がおります。支払いができない場合の方は最後どうなるのか教えていただきたいと思っております。	農業者年金の保険料は2年を経過すると時効により納付することができなくなりますが、未納の期間が数ヶ月であれば、保険料の納付口座に指定したJAの口座に金額を入れておけば、引き落としされ、未納分が遡って納付可能です。	
19	iDeCoと農業者年金の大きな違いを教えてください。		上記項番10「補足説明・追加回答」欄をご参照ください。
20	現在iDeCoの運用がとても良いと聞きますが、それに打ち勝つ農業者年金のメリットはなにががありますか。		iDeCoは個人ごとに運用商品等を選択した上で運用を行う制度であるため、運用の良し悪しは、各個人の運用商品等の選択次第となります。 農業者年金のメリットは、上記項番8「補足説明・追加回答」欄をご参照ください。
21	iDeCoに加入している方が、やめてまで農業者年金に加入した方がよいか伺います。		双方の制度を比較していただいた上で、各個人が判断していただくものと考えております。
22	現在、政策支援加入を検討していますが、農業委員会から通常加入も検討した方がいい（妻は政策支援が良い）と言われていますが、どうでしょう？		政策支援加入の場合は、保険料は2万円に固定され、そのうち、最大1万円の国庫補助を受けることになります。 一方、政策支援加入の国庫補助部分の特例付加年金を受給するには、加入期間20年以上と将来経営継承が必須となっています。 通常加入の場合は、保険料は2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で千円単位でいつでも自由に加入・変更することができ、公的な年金として税制優遇があります。また、年金を受給する際は、特段の要件はなく、65歳～75歳の間に裁定請求すれば、農業者老齢年金として受給することが出来ます。 以上のことから、通常加入・政策支援加入の選択は、双方の特徴をよく理解した上でご自身の状況や目的に合わせて行っていただくことが適当であると考えております。
23	給付が始まると運用しないのは、なぜですか？		給付が始まった後についても、年金原資については、年金を確実に支払うため、元利支払が保証される国内債券により運用を行うとともに、万が一、給付原資に不足が生じた場合に備えて、調整準備金を積み立てています。 一方、年金額は、裁定請求時において、納付された保険料及び運用収入の額の総額を予定利率及び予定死亡率等を勘案して毎年度農林水産大臣が定める「年金現価率」で除した額となります。そのため、一度裁定された年金額が変更されることはありません。